

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者調査票ファイル	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部高齢介護課長寿社会係	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の見守りにかかる福祉施策や、緊急時（入院時等）の連絡先把握など、独居高齢者等の支援に有効活用する。	
記録項目	1. 区分、2. 住所、3. 氏名、4. 生年月日、5. 性別、6. 電話番号、7. 携帯番号、8. 身体状況等、9. （同居家族）氏名、10. （同居家族）続柄、11. （同居家族）生年月日、12. （同居家族）携帯番号、13. （緊急時連絡先）氏名、14. （緊急時連絡先）住所、15. （緊急時連絡先）続柄、16. （緊急時連絡先）電話番号、17. （緊急時連絡先）携帯番号、17. （緊急時連絡先）勤務先等	
記録範囲	小野市高齢者調査票を提出した者	
記録情報の収集方法	民生児童委員による個別訪問調査での本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 小野市総務部総務課 (所在地) 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要援護者管理データベース	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部高齢介護課長寿社会係	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の見守りにかかる福祉施策や、緊急時（入院時等）の連絡先把握など、独居高齢者等の支援に有効活用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 年齢、3. 性別、4. 生年月日、5. 電話番号、6. 住所、7. 対象区分、8. （緊急時連絡先）氏名、9. （緊急時連絡先）性別、10. （緊急時連絡先）生年月日、11. （緊急時連絡先）電話番号、12. （緊急時連絡先）関係、13. （緊急時連絡先）住所、14. 要介護度、15. 身障手帳、16. 療育手帳、17. 精神障害者手帳	
記録範囲	小野市高齢者調査票を提出した者、避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	市民課、社会福祉課からの提供 民生児童委員による個別訪問調査での本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	市民安全部防災グループ	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 小野市総務部総務課 (所在地) 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	パス申請受付者一覧表	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部高齢介護課長寿社会係	
個人情報ファイルの利用目的	アクティブポイント事業における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. フリガナ、3. 生年月日、4. 年齢、5. 性別、6. 住所、7. 電話番号、8. 携帯番号	
記録範囲	おのアクティブパス交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	小野市総務部総務課
	(所在地)	兵庫県小野市中島町531
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	小野市デマンドタクシー事業利用登録者データベース	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部高齢介護課長寿社会係	
個人情報ファイルの利用目的	デマンドタクシー事業における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. 生年月日、5. 要介護認定の有無	
記録範囲	小野市デマンドタクシー事業利用者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	総合政策部交通政策G	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 小野市総務部総務課 (所在地) 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

様式第1号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険データベース	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部高齢介護課介護保険係	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険に関する資格給付、賦課徴収及び認定事務を行うため	
記録項目	1. 被保険者番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 電話番号、7. 世帯コード、8. 住民区分、9. 申請情報、10. 訪問調査情報、11. 意見書情報、12. 審査情報、13. 認定情報、14. 保険給付明細（サービス提供月、サービス種類、サービス提供事業者名、サービス費用額、保険給付額、自己負担額）、15. 介護保険自己負担割合、16. 介護保険料賦課徴収情報（保険料、所得段階、納付状況、銀行口座等）、17. 住民税情報（収入額、課税状況等）	
記録範囲	小野市に住民票がある者、市外の施設に入所し小野市で資格を管理している者	
記録情報の収集方法	本人の申告、市民課、各官公署等からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 小野市総務部総務課	
	(所在地) 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		